

**原子力発電所事故に伴う
放射線量等測定に係る対応方針
＜測定状況・計画編＞**

平成 25 年 4 月

岩 手 県

目 次

《 測定状況・計画編 》

- (1) 住環境等 P. 1
 - ア 空間線量率
 - イ 降下物、大気浮遊じん等
 - ウ 河川水、海水等
 - エ 水道水
 - オ 不特定多数の者が利用する施設
 - ・ 県立病院等
 - ・ 医療施設、福祉施設
 - ・ 警察庁舎
 - ・ 駐車場等
 - ・ 県庁舎、合同庁舎等
 - ・ その他公共施設
- (2) 教育施設等 P. 12
 - ア 学校等の施設
 - ・ 保育所などの児童福祉施設等
 - ・ 県立学校、県教委所管社会体育施設、社会教育施設
 - ・ 公立の小中学校、私立学校
 - ・ 看護学校
 - イ 公園等
 - ・ 公園、庁舎等
 - ・ 都市公園
- (3) 農林水産物等 P. 18
 - ア 農林水産物
 - ・ 穀物
 - ・ 野菜
 - ・ 果樹
 - ・ 畜産物
 - ・ 特用林産物
 - ・ 水産物
 - ・ 野生山菜、野生きのこ
 - イ 粗飼料
 - ウ 堆肥
 - エ 農用地土壌
 - オ 流通食品
 - カ 学校給食等食材
 - キ その他
 - ・ 野生鳥獣肉
- (4) 産業活動 P. 33
 - ア 工業製品・加工食品等
 - イ 下水汚泥
 - ウ 廃棄物
 - ・ 廃棄物処理施設
 - ・ 除染廃棄物保管場所
 - ・ 災害廃棄物
 - エ 企業局工業用水道
 - オ 浄水発生土

(1) 住環境等					
ア 空間線量率			担当部署	環境生活部 環境保全課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	空間線量率	毎日(24時間)	盛岡市(環境保健研究センター) 花巻市(花巻地区合同庁舎) 奥州市(奥州地区合同庁舎) 一関市(三反田大気観測測定局) 大船渡市(大船渡地区合同庁舎) 釜石市(釜石地区合同庁舎) 宮古市(宮古市立宮古小学校) 久慈市(久慈地区合同庁舎) 二戸市(二戸地区合同庁舎) 滝沢村(岩手県立大学))	モニタリングポストによる測定 (盛岡市 : 地上 14.7m その他 : 地上 1.0m)	県 (環境保健研究センター)
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【平成25年度の対応】</p> <p>① 国(文部科学省)からの委託事業「環境放射能水準調査」として、継続実施。</p> <p>② 県内10か所(※)のモニタリングポストにより、24時間測定。</p> <p>【前年度までの比較等(測定開始:昭和63年度、変更:23年度)】</p> <p>① 国からの委託事業として、昭和63年度から盛岡市において測定している。</p> <p>② 東京電力株式会社原発事故を受け、平成23年12月に、一関市、大船渡市及び宮古市の3カ所に、さらに平成24年3月に、花巻市、奥州市、釜石市、久慈市、二戸市及び滝沢村の6カ所にモニタリングポストを増設し、測定体制を強化した。</p> <p>なお、平成23年12月からは、24時間体制で測定している結果を、県公式ホームページで随時更新し公表している。</p> <p>※ 盛岡市、花巻市、奥州市、一関市、大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市、二戸市、滝沢村</p>				

(1) 住環境等					
イ 降下物・大気浮遊じん等			担当部署	環境生活部 環境保全課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	降下物 (放射性物質濃度)	毎月	盛岡市 (環境保健研究センター)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県(環境保健研究センター)
	大気浮遊じん (同上)	3ヵ月毎	盛岡市 (環境保健研究センター)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県(環境保健研究センター)
	降水 (同上)	降水日(午前9時～翌日午前9時)	盛岡市 (環境保健研究センター)	プラスチックシンチレーター、ゲルマニウム半導体検出器による測定	県(環境保健研究センター)
	その他の環境試料(同上)	年1～2回(水道水は3ヵ月毎)	盛岡市 (環境保健研究センター)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県(環境保健研究センター)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【平成25年度の対応】</p> <p>① 国(文部科学省)からの委託事業「環境放射能水準調査」として、環境中の放射性物質の分布状況を把握するため、継続実施。</p> <p>② 降下物は、1ヵ月間分を毎月測定。大気浮遊じんは、3ヵ月分を四半期毎に測定。</p> <p>③ 米、牛乳、魚介類、土壌、海水及び海底土等の環境試料については、年1～2回測定。水道水は、3ヵ月分を四半期毎に測定。</p> <p>【前年度までの比較等(測定開始：昭和62年度、変更：23年度)】</p> <p>① 国からの委託事業として、昭和62年度から盛岡市において測定している。</p> <p>② 原発事故後、平成23年3月から12月までの間、降下物及び水道水については、国の指示により測定頻度を高め、毎日測定した。 平成23年5月以降は検出できない濃度にまで低下したことから、国の指示を受けて、平成24年1月からは、より分析精度を高めつつ、本来の月単位又は3ヵ月単位の測定に戻している。 これにより検出下限値が従前の1/100程度となり、平常時におけるごく微量の放射性セシウムの定量も可能な状況である。</p> <p>③ 降下物を毎日測定するため中止していた降水、大気浮遊じんの測定も再開し、今後、この内容で調査を継続する予定である。</p>				

(1) 住環境等					
ウ 河川水、海水等				担当部署	環境生活部 環境保全課
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年 度	河川水・河川底質	年 1 回	盛岡市 (環境保健研究センター)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (環境保健研究センター)
	海水 (海水浴場)	海水浴場開設前に 1 回	盛岡市 (環境保健研究センター)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (環境保健研究センター)
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【平成25年度の対応】</p> <p>① 農林水産物等が出荷制限等となっていることから、環境省が環境モニタリング調査を行っていない河川の河川水及び底質について、県独自に調査を実施。また、平成24年6月に環境省が水浴場の放射性物質に関する指針を示したことから、海水浴場の海水の調査を実施。</p> <p>② 河川水・河川底質は、14河川24地点について、年1回測定。</p> <p>③ 海水は、海水浴場10カ所について、開設前に1回測定。</p> <p>【前年度までの比較等 (測定開始：23年度、変更：24年度)】</p> <p>① 平成23年度から環境省が実施している調査を補完するため、平成24年度から県独自に調査を実施している。</p> <p>② 平成24年度は、河川19地点、海水浴場2地点について実施した。</p> <p>③ 県民の安全・安心の確保のため、今後も調査を継続する予定である。</p>				

(1) 住環境等					
エ 水道水			担当部署	環境生活部 県民くらしの安全課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年 度	県実施：水道水 (放射性物質濃度)	3ヵ月毎	盛岡市、一関市、奥州市、 平泉町	ゲルマニウム半導体検 出器による測定	県(環境保健研究 センター)
	水道事業者等実施： 水道水 (同上)	毎月1回以上	各事業の浄水場	ゲルマニウム半導体検 出器による測定	水道事業者等 (水道事業者等の 測定委託機関)
結果の公表		県公式ホームページ、事業者ホームページ、広報等			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <p>① 水道水(県実施分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的なモニタリングを実施するため、県内4ヵ所(盛岡市、一関市、奥州市及び平泉町)において、浄水中の放射性物質濃度を3ヶ月に1回測定。 <p>② 水道水(水道事業者等実施分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一関市、奥州市及び平泉町(放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域)は、原則、月1回以上の検査を行う。 ただし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を利用する水道事業者等については、水道事業者等の検査体制に応じて、週1回以上を目途に検査し、水道原水の高濁度時の水質結果が管理目標値(10Bq/L)を十分下回っていることを確認した後に、月1回以上の検査を行う。 また、3ヵ月連続して水道水(水道原水)から放射性セシウムが検出されなかった場合、3ヵ月に1回とすることができる。 ○ その他の市町村にあつては、上記を参考に測定頻度を設定し検査を行う。 <p>【前年度までの比較等(測定開始：昭和63年度、変更：23年度、24年度、25年度)】</p> <p>① 水道水(県実施分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国からの委託事業として、昭和63年度から盛岡市において測定してきている。 ○ 原発事故後、平成23年3月から12月までの間、国の指示により測定頻度を高め、毎日測定していたが、平成24年1月からは週1回測定した。 ○ 盛岡市以外の県内各市町村の水道水については、県が独自に測定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一関市 : 毎週1回測定(平成23年4月から) ・ 奥州市、平泉町 : 毎週1回測定(平成24年1月から) ・ その他 : ローリング方式等により随時測定(平成24年1月から7月) ○ 平成24年10月から毎月1回に、平成25年度から3ヶ月に1回に測定頻度を変更。 <p>② 水道水(水道事業者等実施分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度は、以下の国が示すモニタリング方針を参考に実施。 福島県及びその近隣の地域(本県は含まれない) <ul style="list-style-type: none"> ・ 表流水及び表流水の影響を受ける地下水を利用する水道事業者等 : 1週間に1回以上 ・ 表流水の影響を受けない地下水を利用する水道事業者等 : 1ヵ月に1回以上 ○ 平成24年3月から現行の方針で実施。 				

(1) 住環境等					
オ 不特定多数の者が利用する施設（県立病院等）			担当部署	医療局 経営管理課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年 度	奥州市・一関市 に所在する県立 病院等 (空間線量率)	原則3ヵ月毎	正面玄関前及び駐車場 並びに院内保育所等	NaI(Tl)シンプレション 式サーベイメータ等による測定	県 (各県立病院等)
	その他の県立病 院等 (同上)	原則6ヵ月毎	正面玄関前及び駐車場 並びに院内保育所等	NaI(Tl)シンプレション 式サーベイメータ等による測定	県 (各県立病院等)
結果の公表		県公式ホームページ予定等			
備 考	<p>【平成25年度の対応】</p> <p>「県所管施設の放射線量の測定頻度について」（H24.3.13放射線影響対策チーム。以下「県所管施設測定頻度」という。）及びこれまでの測定等を踏まえ、平成25年度は次のとおり空間線量率を測定する。（平成24年度と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全県立病院等一斉測定 : 9月及び3月頃 ○ 奥州市・一関市所在施設のみ測定 : 6月及び12月頃 <p>【前年度までの比較等（測定開始：23年度、変更：24年度）】</p> <p>① 平成23年度</p> <p>全県立病院、附属地域診療センター及び院内保育所について、各1回ずつ空間線量を測定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全県立病院（20）・地域診療センター（当時5）一斉測定 : 24年2月 ○ 県立病院の院内保育所（10） : 23年6月 <p>② 平成24年度から</p> <p>全県立病院、附属地域診療センター及び院内保育所について原則6ヵ月毎に（年2回）測定することとし、そのうち奥州市及び一関市（汚染状況調査重点地域）に所在する施設については原則3ヵ月毎に（年4回）測定することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全県立病院（20）・地域診療センター（6）・院内保育所（10）一斉測定 : 24年9月及び25年3月 ○ 奥州市・一関市所在施設（10）のみ測定 : 24年6月及び12月 <p>測定はいずれも、医療機関として有している診療用放射線管理用のサーベイメータ等を使用して職員が実施している。（測定高は地上50cm）</p>				

(1) 住環境等					
オ 不特定多数の者が利用する施設 (警察庁舎)			担当部署	警察本部 警備部 警備課・会計課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	警察庁舎 (空間線量率)	毎月 1 回	一関署、千厩署、水沢署 及び江刺署	NaI(Tl)シンチレシ ョン式サーベ ^レ イメ ^タ に よる測定	県 (警察本部・各警 察署)
	警察庁舎 (空間線量率)	6 ヶ月に 1 回	上記以外の庁舎 (県警本部、警 察署)	NaI(Tl)シンチレシ ョン式サーベ ^レ イメ ^タ に よる測定	県 (警察本部・各警 察署)
結果の公表		県警ホームページ			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重点調査対象地域に所在する水沢警察署、江刺警察署、一関警察署及び千厩警察署については、毎月一回の測定を実施する。 ○ 上記以外に所在する警察本部及び県内各警察署については、6 ヶ月に 1 度の測定を実施する。 <p>【前年度までの比較等 (測定開始 : 23 年度、変更 : 24 年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度は、県内にある 20 庁舎のうち、放射性物質汚染対処特別措置法 (以下「特措法」という。) の汚染状況重点調査地域 (以下「重点調査地域」という。) に指定されている奥州市及び一関市に所在する警察庁舎 4 箇所 (一関署、千厩署、水沢署及び江刺署) については、県所管施設測定頻度に準じ 3 ヶ月に 1 回程度、それ以外の調査についても 6 ヶ月に 1 回程度、空間線量率の測定を実施。(地上 1 m) ○ 平成 23 年度は、1、2 月の間に全警察庁舎において計測を実施。(1 庁舎、4 ヶ所以上で実施) 				

(1) 住環境等					
オ 不特定多数の者が利用する施設（その他公共施設）			担当部署	政策地域部 NPO・文化国際課 地域振興室	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	その他 公共施設 (空間線量率)	6 ヶ月に 1 回以上	いわて県民情報交流センター（アイーナ） (盛岡市) 平庭高原自然交流館「しらかばの湯」 (久慈市) 平庭高原体験学習館「森のこだま館」 (葛巻町)	NaI(Tl)シンチレシ ョン式サーベ ^レ イメータ による測定	指定管理者又は 当該市
結果の公表		各施設ホームページ上に掲載			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も施設周辺の放射線量の状況を把握する必要があるため、当面、空間線量率の測定を継続する。 ○ 測定頻度は、当面 6 ヶ月に 1 回以上とするが、県内に基準値を超える事案が発生した場合など、必要に応じて測定頻度を増やす（県から指定管理者へ指示）こととする。 <p>【前年度までの比較等（測定開始：23 年度、変更：24 年度）】</p> <p>平成 24 年度から測定頻度を、当面 6 ヶ月に 1 回以上として運用。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① いわて県民情報交流センター（アイーナ）（盛岡市） NaI(Tl)シンチレシ^ン式サーベ^レイメータ（地上等 1m）により 11 箇所の放射線量を測定 ② 平庭高原自然交流館「しらかばの湯」（久慈市） NaI(Tl)シンチレシ^ン式サーベ^レイメータ（地上 5cm、50cm、1m）により 3 箇所の放射線量を測定 ③ 平庭高原体験学習館「森のこだま館」（葛巻町） NaI(Tl)シンチレシ^ン式サーベ^レイメータ（地上 1m）により 4 箇所の放射線量を測定 				

(1) 住環境等					
オ 不特定多数の者が利用する施設（県有観光施設等）			担当部署	商工労働観光部 商工企画室 産業経済交流課 観光課 雇用対策・労働室	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	その他 公共施設 (空間線量率)	6か月に1回	計量センター（盛岡市） 県有観光施設 4か所 いわて産業文化センター（滝沢村） 勤労身体障がい者体育館（盛岡市） 産業技術短期大学校・同水沢校 （矢巾町・奥州市） 高等技術専門校 3か所	NaI（Tl）シンプレ ーションサーベ イメータ による測定	指定管理者又は県
結果の公表		県ホームページ・各施設ホームページ上に記載			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設が不特定多数の者に利用されていることから、施設周辺の放射線量の状況を把握し、利用者等に情報提供する必要があるため、当面、空間線量率の測定を継続する。 ○ 測定頻度は、施設の利用実態及び地域の空間線量に鑑み、当面6カ月に1回とする。なお、周辺地域で基準値を上回る値が計測された場合などにおいては、必要に応じて測定頻度を増やすこととする。 ○ 八幡平山頂レストハウスを調査対象施設として追加する。 <p>【前年度までの比較等（測定開始：23年度、変更：24年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度から、観光施設について、東日本大震災からの復旧等に伴い、本来の用途に供することとなったことから、測定対象に追加。 ○ 直近の測定実績（いずれも低減措置を実施する目安（1 μSv/h）を上回る事例なし） 				
	施設名	所在市町村	測定年月日	測定値（μSv/h）	備考（区分等）
	計量センター	盛岡市	H25. 1. 18	0. 04～0. 08	
	岩洞湖家族旅行村	盛岡市	H24. 10. 2	0. 05～0. 06	県有観光施設
	船越家族旅行村	山田町	H25. 8. 31	0. 10～0. 12	県有観光施設
	陸前高田オートキャンプ場	陸前高田市	H25. 1. 28	0. 053～0. 067	県有観光施設
	いわて産業文化センター	滝沢村	H24. 6. 1	0. 03～0. 14	
	勤労身体障がい者体育館	盛岡市	H24. 10. 31	0. 04～0. 06	
	産業技術短期大学校	矢巾町	H24. 11. 14	0. 03～0. 04	
	産業技術短期大学校・水沢校	奥州市	H24. 12. 17	0. 05～0. 27	
	千厩高等技術専門校	一関市	H24. 11. 20	0. 16 (校内 33 か所平均)	高等技術専門校
	宮古高等技術専門校	宮古市	H. 24. 9. 12 ～9. 14	0. 06～0. 09	高等技術専門校
	二戸高等技術専門校	二戸市	H24. 10. 17	0. 04～0. 06	高等技術専門校

(2) 教育施設等					
ア 学校等の施設（保育所などの児童福祉施設等）			担当部署	保健福祉部 障がい保健福祉課 児童家庭課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	県立の児童福祉施設等 (空間線量率)	2ヵ月に 1回以上	福祉総合相談センター (盛岡市) 県立杜陵学園(盛岡市) 県立療育センター(盛岡市) いわて子どもの森(一戸町) 宮古児童相談所(宮古市)	NaI シンチレーション式サーベイメータによる測定	県 (各施設で実施)
		毎月1回以上	一関児童相談所(一関市)	NaI シンチレーション式サーベイメータによる測定	県 (当該施設で実施)
	その他の児童福祉施設等 (同上)	市町村等の計画に基づき実施	保育所、放課後児童クラブ等の児童福祉関連施設等	NaI シンチレーション式サーベイメータによる測定	各施設等設置者 (設置者の判断による)
結果の公表		県立施設：各施設のホームページ等 保育所等：各市町村のホームページ等			
備 考	【平成25年度の対応】				
	<p>① 県立の児童福祉施設等（6ヵ所） 前庭、屋外の子どもが活動する場、放射性物質が溜まりやすい雨どいの下などの空間線量率を測定する。(地上50cm等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一関児童相談所： 毎月1回以上 ・ その他※： 2ヶ月に1回以上 <p>② その他の児童福祉施設等 現状を把握するために、施設利用の状況に応じ、空間線量率の測定を促進する。 未実施の施設については、市町村等が実施する保育所等における空間線量率の調査に要する経費に対する県の補助事業（補助率：1/2）を周知する等し、空間線量率の測定等を促す。</p>				
【前年度までの比較等（測定開始：23年度、変更：24年度）】					
① 平成23年度					
ア 県立の児童福祉施設					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年8月から10月にかけて、県立の児童福祉施設について空間線量率を測定。 ・ 一関児童相談所で低減措置を講じる目安を超えたため除染を行い、除染後は基準値未満の値となった。 					
イ その他の児童福祉施設等					
市町村等が調査等を実施する経費に対する県の補助事業（補助率：1/2）を創設し、空間線量率の測定等を促した。					
② 平成24年度					
ア 県立の児童福祉施設					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の所在地に応じて、毎月又は2ヶ月に1回以上の頻度で放射線量を測定。 					
イ その他の児童福祉施設等					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状を把握するために、施設利用の状況に応じ、空間線量率の測定を促進した。 未実施の施設については、県の補助事業を周知する等し、空間線量率の測定等を促した。 					
※ いわて子どもの森、県立杜陵学園、福祉総合相談センター、宮古児童相談所、県立療育センター					

(2) 教育施設等					
ア 学校等の施設 (県立学校、社会体育施設・社会教育施設・文化施設)			担当部署	教育委員会事務局 スポーツ健康課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	県立学校 (空間線量率)	原則月 1 回	県立学校 (81 校)	NaI (TI) シンチレシ ョン式サーベイメータに よる測定	県 (各学校)
	社会体育施設・ 社会教育施設・ 文化施設 (同上)	各施設指定管 理者による	県教委所管* 社会体育施設 (7 カ所) 社会教育施設 (3 カ所) 文化施設 (3 カ所)	NaI (TI) シンチレシ ョン式サーベイメータに よる測定	県 (各施設指定管理 者)
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【平成25年度の対応】</p> <p>① 県立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各県立学校において、職員が定期的（原則月 1 回）に、校地内の空間線量率を測定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校庭のほか、雨どい、側溝など。（高等学校：地上1m、支援学校：地上50cm） ○ 空間線量率測定の結果、高い値（毎時1.0μSv以上。以下、同じ。）が検出された場合は、速やかに除染作業を行う。 ○ 測定結果及び除染結果は、月初めに前月分を取りまとめ県公式ホームページで公表する。 <p>② 県教育委員会所管社会体育施設・社会教育施設・文化施設*</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設において、各施設指定管理者が、定期的に敷地内の空間線量率を測定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定高（地上50cm又は1m）等は、各施設の利用実態に応じて判断。 ○ 空間線量率測定の結果、が高い値が検出された場合は、速やかに除染作業を行う。 ○ 測定結果及び除染結果については、随時県公式ホームページ及び各施設のホームページ等で公表する。 <p>【前年度までの比較等（測定開始：23年度、変更：－）】</p> <p>① 県立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業者委託により、平成 23 年 9 月～11 月にかけて県立学校全校の校地内の空間線量率を測定。高い値の空間線量率が検出された県南地区の 10 校について、低減措置として除染作業を実施。 ○ 児童生徒の安全を確保する観点から、県立学校職員が定期的（原則月 1 回）に校地内の空間線量率を測定し、状況把握に努めるとともに、高い値が検出された場合は速やかに除染作業を行うこととした。（23 年度～、25 年度も継続） ○ 汚染状況重点調査地域内にある県立学校について、詳細測定の結果平均値が毎時 0.23μSv 以上であった県立学校 4 校のグラウンド等について、平成 24 年度に除染作業を開始。 <p>② 県教育委員会所管体育施設・社会教育施設・文化施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年 12 月より各施設指定管理者が定期的に空間線量率を測定し、高い値が検出された場合は速やかに除染作業を行うこととした。（23 年度～、25 年度も継続） <p>※ 社会体育施設（7ヶ所）：県営運動公園、県営体育館、県営野球場、県営スケート場、県営武道館、県立御所湖広域公園艇庫、県営スキージャンプ場 社会教育施設（3ヶ所）：県立県南青少年の家、県立陸中海岸青少年の家、県立県北青少年の家 文化施設（3ヶ所）：県民会館、県立美術館、県立博物館</p>				

(2) 教育施設等					
ア 学校等の施設 (公立小中学校・私立学校)			担当部署	教育委員会事務局 スポーツ健康課 総務部 法務学事課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	公立小中学校 (空間線量率)	学校設置市町村 の判断による。	県内の各公立小中学校	NaI (TI) シンプレション 式サーベイメータによ る測定	市町村 (市町村が判断)
	私立学校 (空間線量率)	学校設置者の判 断による	県内の私立学校 (幼稚園、小・中学校、高等学 校、特別支援学校)	NaI (TI) シンプレション 式サーベイメータによ る測定	学校設置者 (設置者)
結果の公表		学校設置市町村の公式ホームページ、各施設のホームページ等			
備 考	【平成 25 年度の対応】				
	<p>① 公立小中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村等が実施する空間線量率の測定及び除染に要する経費に対し補助を行う。(補助率 1/2) (測定高等は、利用の状況に応じ学校設置者において判断。以下、同じ。) ○ 県は、希望する市町村に対し測定機器を貸与する。 <p>② 私立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校設置者は、それぞれ必要に応じ測定機材を購入、借用するなどして調査を実施する。 ○ 県は、私立学校運営費補助により、経費の一部を助成する。(補助率 1/2) <p>【前年度までの比較等 (測定開始：23 年度、変更：-)】</p> <p>① 公立小中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年 7 月～9 月、他の地域と比べて空間線量率が比較的高い値を示している県南地区の小中学校の一部を抽出し、校庭の空間線量率及び屋外プールの水のサンプリング調査を実施し、健康に影響を与えるレベルではないことを確認。 ○ 市町村等が実施する空間線量率の測定及び除染に要する経費に対し、県は補助を行った。(補助率 1/2) (23 年度～、25 年度も継続) ○ 県は、希望する市町村に対し測定機器を貸与することとした。(23 年度～、25 年度も継続) <p>② 私立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度は、市町村及び学校設置者が私立学校 (幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校) の空間放射線量を測定。(幼稚園 (83園)・小中学校 (3校) は市町村により全校調査済、高等学校等は全14校中11校で調査を実施。未調査校は周囲の学校の調査結果をもとに調査の要否を判断している状況。高い線量が測定された場所は、全て除染が進められている。) ○ 平成24年度は、市町村及び学校設置者が私立学校 (幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校) の空間放射線量を測定。(76園(校)は市町村により調査を実施。高い線量が測定された場所は、除染が進められている。平成25年2月時点。) ○ 県は、各学校の測定状況を把握。 ○ 平成 23 年度においては緊急的に市町村が中心となって調査を行ってきたが、調査のノウハウが一般化されてきており、平成 24 年度以降は、市町村による調査や各学校設置者による個別対応に基づく調査とするもの。 				

(2) 教育施設等					
ア 学校等の施設 (県立看護学校)			担当部署	保健福祉部 医療推進課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年 度	一関高等看護学院 (空間線量率)	3カ月に1回以上	一関高等看護学院 (一関市)	NaI (TI) シンチレーション 式サーベイメータによる測定	県 (当該施設で実施)
	その他の県立 看護学校 (同上)	6カ月に1回以上	宮古高等看護学院 (宮古市) 二戸高等看護学院 (二戸市)	NaI (TI) シンチレーション 式サーベイメータによる測定	県 (各施設で実施)
結果の公表		各施設のホームページ等			
備 考	<p>【平成25年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一関高等看護学院 重点調査地域に位置する一関高等看護学院では、3カ月に1回以上測定することとする。 (地上1m等。その他の看護学校も同様。) ② その他の県立看護学校 校舎や寄宿舎の敷地内で放射線が溜まりやすい雨どいの下などを、6カ月に1回以上測定する。 <p>【前年度までの比較等 (測定開始：23年度、変更：24年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度は、宮古高等看護学院において、校舎や寄宿舎の砂利敷や草むら等、高い放射線量が測定されやすい箇所での測定を実施したが、基準値未満の値であった。 ○ 平成24年度は、宮古高等看護学院のほか、一関高等看護学院、二戸高等看護学院においても測定を実施した。 				

(2) 教育施設等					
イ 公園等			担当部署	環境生活部 環境保全課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成25年度	重点調査地域 (空間線量率)	定期(毎月)	一関市、奥州市及び平泉町の庁舎、公園	NaI(Tl)シンプレッション式サーベイメータによる測定	県 (広域振興局等)
	その他の市町村 (同上)	定期(毎月)	県合同庁舎が所在する市の庁舎、公園	NaI(Tl)シンプレッション式サーベイメータによる測定	県 (広域振興局等)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【平成25年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全県の地表付近の放射線の状況を把握するため、平成23年11月から県独自に各地区合同庁舎に整備したサーベイメータにより、各地区合同庁舎等及び公園など県内55か所(※)の測定を実施しており、継続して実施するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一関市、奥州市及び平泉町(特措法重点調査地域) 市町村庁舎については、地域指定を受けた3市町の全てで測定。 ・ その他 これまでの測定結果の値が比較的低いことから、市町村庁舎については、各地域において県合同庁舎の所在する市の市庁舎のみを測定。 <p>【前年度までの比較等(測定開始:23年度、変更:-)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原発事故後、平成23年6月から7月にかけて、県内全市町村の測定を実施したほか、県南地域の奥州市、一関市及び平泉町の庁舎及び公園の測定を毎月実施。 ○ 平成23年11月に各地区合同庁舎にサーベイメータが配備されたことから、測定地域を拡充し、各合同庁舎等及び公園など県内55か所※を測定。 <p>※ 平成24年度に測定を実施した合同庁舎等及び公園等。これらについては、平成25年度も継続して測定予定。</p> <p>【合同庁舎】 花巻地区合同庁舎、北上地区合同庁舎、大船渡地区合同庁舎、宮古地区合同庁舎、</p> <p>【市町村庁舎】 盛岡市役所、奥州市役所本庁舎、江刺総合支所、胆沢総合支所、前沢総合支所、衣川総合支所、金ヶ崎町役場、一関市役所、花巻支所、東山支所、千厩支所、大東支所、川崎支所、室根支所、藤沢支所、平泉町役場、釜石市役所、大槌町役場、大船渡市役所、陸前高田市役所、住田町役場、久慈市役所、洋野町役場、野田村役場、普代村役場、二戸市役所金田一出張所</p> <p>【公園など】 浜民運動公園、大堰川プロムナード、慶徳公園、中央運動公園、紫陽花ロード展望台、南前沢グリーンパーク、木のかおり公園、荒巻公園、一関運動公園、金流川河川公園、唐梅館総合公園、黄金山キャンプ場、伊勢館公園、川崎農山村広場、室根きらめきパーク、ニコニコパーク、志羅山児童館、定内とんがり公園、ふれあい運動公園、三陸総合運動公園、鳴石北公園、住田町運動公園、宮古児童相談所、小鳩公園、浄法寺グラウンド(旧浄法寺小学校)</p>				

(2) 教育施設等					
イ 公園等(都市公園)			担当部署	県土整備部 都市計画課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	都市公園 (空間線量率)	年4回 (4月～11月 までの間)	御所湖広域公園(雫石町) 花巻広域公園(花巻市) 内丸緑地(盛岡市)	NaI(Tl)シンプレッション 式サーベイメータによる測定	県 (振興局職員)
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <p>○ 所管する3つの県立都市公園(御所湖広域公園、花巻広域公園、内丸緑地)について、定期的に空間線量率を測定し結果を公表する。(測定高:地上 50cm)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 御所湖広域公園及び花巻広域公園 冬季間(12月～3月)は閉園となることから、4月から11月までの間、概ね2ヶ月に1回の頻度で年4回の測定を実施する。 ・ 内丸緑地 県庁前の緑地スペースであるが、広域公園の測定時期にあわせて定期的に測定を行う。 <p>【前年度までの比較等(測定開始:23年度、変更:24年度)】</p> <p>○ 平成 23 年度は空間線量率の測定を試験的に1回実施した(11月)が、平成 24 年度は定期的に年4回(4月～11月)実施することに変更。</p>				

(3) 農林水産物等					
ア 農林水産物（穀物）			担当部署	農林水産部 農産園芸課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体（測定実施機関）
平成 25 年度	米	9月～10月	県内全域	ゲルマニウム半導体検出器による測定	国の検査委託機関
	麦類	7月～9月	県内全域	ゲルマニウム半導体検出器による測定	国の検査委託機関
	大豆	10月～1月	県内全域	ゲルマニウム半導体検出器による測定	国の検査委託機関
	そば	9月～12月	県内全域	ゲルマニウム半導体検出器による測定	国の検査委託機関
	小豆	10月	二戸市、軽米町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	国の検査委託機関
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）など国の枠組みに基づいて品目を選定し、沿って測定調査を実施 <p>【前年度までの比較等（測定開始：23 年度、変更：24 年度、25 年度）】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 平成 25 年度は、今後、農林水産省から示される枠組みに基づき具体的な計画を策定○ 平成 24 年度当初において計画に無かった「小豆」を追加				

(3) 農林水産物等					
ア 農林水産物 (野菜)			担当部署	農林水産部 農産園芸課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	きゅうり	5月～8月	盛岡市、花巻市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、雫石町、紫波町、金ケ崎町、住田町、山田町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	トマト	5月～6月、8月	盛岡市、花巻市、北上市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、紫波町、一戸町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	ピーマン	5月～7月	花巻市、一関市、八幡平市、奥州市、岩手町、大槌町、岩泉町、九戸村	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	なす	5月～7月	一関市、奥州市	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	だいこん	9月～10月	宮古市、奥州市、葛巻町、岩手町、滝沢村、平泉町、田野畑村	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	さといも	9月	北上市	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	たまねぎ	7月	大船渡市、北上市、一関市、奥州市	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	キャベツ	6月～7月	北上市、八幡平市、岩手町、一戸町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	ほうれんそう	5月～12月	久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、普代村、軽米町、野田村、洋野町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	レタス	5月～6月	花巻市、遠野市、岩手町、矢巾町、一戸町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	ねぎ	7月、9月～10月	盛岡市、花巻市、一関市、雫石町、岩手町、矢巾町、金ケ崎町、平泉町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	はくさい	11月～12月	一関市、奥州市、岩手町、金ケ崎町、一戸町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	アスパラガス	5月	花巻市、北上市、金ケ崎町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	しゅんぎく	10月～11月	花巻市、一関市、八幡平市、奥州市、岩手町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	えだまめ	7月～9月	花巻市、一関市、奥州市、雫石町、紫波町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	さやいんげん	7月～8月	花巻市、一関市、奥州市、岩手町、一戸町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	いちご	6月、12月	一関市、紫波町、西和賀町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	チンゲンサイ	12月	一関市	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	しそ	7月	宮古市、釜石市	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	せり	11月	北上市	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
ミョウガ	8月	盛岡市、花巻市、八幡平市、洋野町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)	
じゃがいも	8月～9月	遠野市、岩手町、普代村	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)	

<測定状況・計画編>

(平成 25 年 4 月 1 日)

	えごま	10 月～12 月	一関市、二戸市、奥州市、軽米町、九戸村、一戸町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県（岩手県農業研究センター、県内外の検査機関）
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）など国の枠組みに基づいて品目を選定し、測定調査を実施 <p>【前年度までの比較等（測定開始：23 年度、変更：24 年度、25 年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度から上記考え方に沿って検査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度：平成 24 年度当初において計画に無かった「じゃがいも」を追加 ・ 平成 24 年度：たまねぎ、アスパラガス、えだまめ、さやいんげん、チンゲンサイ、かぶ、しそ、せり、ミョウガ、えごまを追加 ○ 平成 23 年度は、出荷盛期を迎える主要品目等について、主要産地の調査を実施 				

(3) 農林水産物等					
ア 農林水産物 (果樹)			担当部署	農林水産部 農産園芸課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	りんご	8月～11月	盛岡市、花巻市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、奥州市、滝沢村、紫波町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	ぶどう	8月～9月	花巻市、一関市、二戸市、奥州市、紫波町、一戸町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	なし	9月	盛岡市、一関市	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	西洋なし	10月	花巻市、紫波町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	おうとう	7月	二戸市、一戸町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	かき	10月	大船渡市、釜石市	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	うめ	7月	二戸市、住田町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	すもも	7月	二戸市	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	もも	8月	宮古市、一関市、陸前高田市、滝沢村	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	ブルーベリー	7月	盛岡市、花巻市、遠野市、二戸市、岩手町、岩泉町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部) など国の枠組みに基づいて品目を選定し、測定調査を実施 				
考	<p>【前年度までの比較等 (測定開始：23 年度、変更：24 年度、25 年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度から上記考え方に沿って検査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度：平成 24 年度当初において計画に無かった「なし」を追加 ・ 平成 24 年度：西洋なし、おうとう、かき、うめ、すもも、もも、ブルーベリーを追加 ○ 平成 23 年度は、出荷盛期を迎える主要品目等について、主要産地の調査を実施 				

(3) 農林水産物等					
ア 農林水産物 (畜産物)			担当部署	農林水産部	流通課 畜産課
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	牛肉	通年	と畜牛の全頭検査	NaI (TI) シンチレシ ョンス ^α 外ロータ、ゲ ルマニウム半導体検出 器による測定	県 (株岩畜等)
	原乳	通年	県内の冷却・貯蔵の機能を有する施 設 (全 12 施設) ※	ゲルマニウム半導体検 出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、 県内外の検査機関)
	豚肉	通年	花巻市、北上市、一関市、遠野市、奥州 市、紫波町、金ヶ崎町、住田町、岩泉 町、山田町、野田村、洋野町	ゲルマニウム半導体検 出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、 県内外の検査機関)
	羊肉	10 月～12 月	盛岡市、奥州市、滝沢村	ゲルマニウム半導体検 出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、 県内外の検査機関)
	鶏肉	通年	盛岡市、大船渡市、久慈市、一関市、二 戸市、八幡平市、住田町、軽米町、九戸 村	ゲルマニウム半導体検 出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、 県内外の検査機関)
	鶏卵	通年	盛岡市、花巻市、大船渡市、八幡平市、 奥州市、岩手町、滝沢村、紫波町、金ヶ 崎町、岩泉町	ゲルマニウム半導体検 出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、 県内外の検査機関)
	はちみつ	5 月、7 月	盛岡市、花巻市、奥州市、宮古市、二戸 市、八幡平市、岩泉町、一戸町、軽米町	ゲルマニウム半導体検 出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、 県内外の検査機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部) など国の枠組みに基づいて品目を選定し、測定調査を実施 ○ 牛肉について、適切な飼養管理の徹底と安全管理体制の整備を内容とする検査計画に基づき調査を実施 <p>【前年度までの比較等 (測定開始：23 年度、変更：24 年度、25 年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度当初において計画になかった「羊肉」「はちみつ」を追加 ○ 牛肉は、引き続き全頭検査を実施。 ○ 原乳は、平成 24 年 2 月から調査頻度を上げたところ (2 週に 1 回の調査から毎週調査に変更) であり、25 年度も継続して実施。 ○ 豚肉、鶏肉、鶏卵は、平成 23 年度から、定期的に調査を実施。 <p>※ 原乳の冷却・貯蔵の機能を有する施設</p> <p>【乳業工場】 雫石町、二戸市、一戸町、葛巻町、大船渡市、西和賀町</p> <p>【コールドセンター】 八幡平市、葛巻町、洋野町、岩泉町、遠野市、一関市、金ヶ崎町</p>				

(3) 農林水産物等					
ア 農林水産物 (特用林産物)			担当部署	農林水産部 林業振興課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年 度	原木生しいたけ(施設)	通年	一関市、奥州市、矢巾町、洋野町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	原木生しいたけ(露地)	4月～5月、10月～11月	宮古市、久慈市、岩泉町、洋野町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	原木生しいたけ(露地)	4月～6月、9月～11月、2月～3月	全戸調査	NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータ、ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	菌床しいたけ	通年	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、住田町、岩泉町、田野畑村、野田村、洋野町、一戸町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	乾しいたけ	4月～6月、10月～11月	全戸調査	NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータ、ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	野生きのこ(マツタケ)	9月～10月	宮古市、葛巻町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、軽米町、野田村	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	原木きのこ(マイタケ等)	9月、11月	宮古市、花巻市、西和賀町、野田村	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	菌床きのこ(なめこ等)	9月	奥州市、雫石町、矢巾町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
山菜(栽培)	4月～5月、1月	久慈市、遠野市、西和賀町、住田町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)	
結果の公表	県公式ホームページ				

備	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）など国の枠組みに基づいて品目を選定し、測定調査を実施○ 出荷制限等が行われていない市町村を対象に、原木生しいたけ、乾しいたけについて、出荷前の測定調査（全戸調査）を実施
考	<p>【前年度までの比較等（測定開始：23 年度、変更：24 年度）】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 平成 24 年度から上記考え方に沿って検査を実施<ul style="list-style-type: none">・ 平成 25 年度：平成 24 年度当初において計画に無かった「原木きのこ（しいたけ以外）」「菌床きのこ」を追加・ 平成 24 年度：「くり」、「わらび（栽培）」を追加○ 乾しいたけについて、花巻市、奥州市、一関市、大船渡市、宮古市、平泉町、洋野町の各産地の平成 23 年産在庫品を調査した結果、4 市町で暫定規制値を超過したことから、食品としての安全性を確認するため、平成 24 年度は、原木生しいたけ及び乾しいたけについて出荷前に県内生産者全戸の測定調査を実施。

(3) 農林水産物等					
ア 農林水産物 (野生山菜、野生きのこ)			担当部署	環境生活部 県民くらしの安全課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	野生山菜	3月～5月 (年1回)	県内全域 (全市町村)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (環境保健研究センター、農業研究センター)
	野生きのこ	9月～10月 (年1回)	県内全域 (全市町村)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (環境保健研究センター、農業研究センター)
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 野生山菜 県内全市町村を対象に、県が指定する品目「ごごみ」及び「わらび」について、ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質濃度測定を実施。(県独自事業) ○ 野生きのこ 県内全市町村を対象に、比較的発生が早く、一般的に食用とされているきのこを1種類選定し、ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質濃度測定を実施。(県独自事業) <p>【前年度までの比較等 (測定開始：24 年度、変更：25 年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 野生山菜 食品に含まれる放射性物質に対する県民の不安を払拭することを目的として、平成 25 年 3 月から実施。 ○ 野生きのこ 平成 24 年度は、全市町村を対象に、40 検体について検査を実施し、4 検体で基準値の超過を確認。当該市町村に対し、農林水産部による出荷自粛、原子力災害対策本部による出荷制限指示の措置。 <p>※ 県ホームページに情報を掲載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 野生山菜 トップページ>注目情報 (環境放射能に関する情報(原子力発電所事故関係))>野生山菜の情報 ○ 野生きのこ トップページ>注目情報 (環境放射能に関する情報(原子力発電所事故関係))>野生きのこの情報 				

(3) 農林水産物等					
イ 粗飼料			担当部署	農林水産部 畜産課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	牧草・飼料作物	通年	県内全域	NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータ、ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
	公共牧場	通年	県内 114 牧場*	NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータ、ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (岩手県農業研究センター、県内外の検査機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 牧草・飼料作物について、牧草の利用自粛地域及び戸別牧草調査で暫定許容値を超過した農家以外について、平成 25 年産のモニタリング調査を実施。(平成 23 年産牧草の利用自粛地域及び戸別牧草調査で暫定許容値を超過した農家は、牧草地の除染を推進。) ○ 公共牧場について、利用自粛となった公共牧場 (24 牧場) 以外の放牧地、採草地、兼用地の調査を実施。 <p>※「国の指導等により今後変更があり得る」</p>				
	<p>【前年度までの比較等 (測定開始：23 年度、変更：24 年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 牧草・飼料作物は、平成 23 年度、平成 24 年度に引き続き調査を継続。 ○ 公共牧場は、平成 24 年度から調査を開始。引き続き調査を継続。 <p>※ 公共牧場 (計 114 牧場)</p> <p>【盛岡広域振興局所管】 33 箇所</p> <p>区界牧野、山川目牧野、外山牧場、高木牧場、姫神実験牧場 (以上、盛岡市)、田代平牧場、大花森牧野、安比高原放牧場、兄川牧場、田代牧野、内山牧野、鞍掛牧野、下坊牧野、上坊牧野、長久保牧野、八幡平市営七時雨牧野、上平牧場、七時雨牧場 (以上、八幡平市)、安栖牧野、大平採草地、高畑草地、上野沢牧野、芳沢牧野、畑平牧野 (以上、雫石町)、袖山夏期放牧場 (袖山高原牧場)、上外川乳雄肥育牧場 (上外川高原牧場)、土谷川哺育育成牧場 (くずまき高原牧場)、上外川肉牛放牧場 (以上、葛巻町)、岩手町営黒内牧野、早坂放牧場、丸泉寺牧野 (以上、岩手町)、村営相の沢牧野 (以上、滝沢村)、御大堂牧野組合 (以上、岩泉町)</p> <p>【県南広域振興局所管】 18 箇所</p> <p>宇瀬水牧野、市営東和五輪牧野、大谷地牧場 (以上、花巻市)、水上牧野 (以上、北上市)、遠野市営寺沢牧野、遠野哺育育成センター、高清水牧場、東種牧場、貞任牧場、荒川高原牧場、大出牧場 (以上、遠野市)、須川牧場、室根高原牧場 (以上、一関市)、阿原山牧場 (以上、奥州市)、長原牧場 (以上、西和賀町)、奥州市胆沢牧野、乳用牛哺育育成センター (以上、金ヶ崎町)、種山高原牧野 (以上、住田町)</p> <p>【沿岸広域振興局所管】 33 箇所</p> <p>三垂牧場、日本あか牛改良牧場、早池峰牧場第 1 牧区、達曾部牧場、早池峰牧場第 2 牧区、立臼牧場第 2 牧区、立臼牧場第 3 牧区、立臼牧場第 1 牧区、新里牧野、飛山牧野、東金沢山牧野 (岩手県宮古市長沢)、亀ヶ森牧場 (岩手県宮古市田代)、立臼牧場第 4 牧区 (以上、宮古市)、夏虫山・大窪山放牧場、五葉牧野 (以上、大船渡市)、平根山牧野 (以上、陸前高田市)、櫛ノ木平牧場、和山牧場 (以上、釜石市)、新山牧場 (以上、大槌町)、釜津田第 1 牧区、釜津田第 2 牧区、釜津田第 3 牧区、釜津田第 4 牧区、駒ヶ沢牧野、穴目山牧場、上外川牧場、水堀牧場、兜森牧野、黒森山牧野、大牛内育成牧場、鈴峠牧野、早坂牧場 (以上、岩泉町)、長嶺牧場 (以上、田野畑村)</p> <p>【県北広域振興局所管】 30 箇所</p> <p>白樺平公共牧場、類瀬牧野、倉野沢牧野、雨堤牧野、久慈市短角牛基幹牧場、霜畑牧野、沼袋牧野、砂川牧野、白樺牧野 (以上、久慈市)、杉沢団地、高曲原団地、二戸市営牧場、筈平牧野、湯沢牧野、大又牧野、漆沢牧野、大清水牧野、稲庭牧野 (以上、二戸市)、上外川牧野 (以上、葛巻町)、町営鶴飼牧野、町営米田八木沢大平牧野 (以上、軽米町)、大葛牧野 (以上、野田村)、九戸村営戸田牧野、九戸村営五枚橋育成乳牛舎 (以上、九戸村)、大野地区共同利用模範牧場、滝沢牧野農業共同組合、城内牧野農業共同組合、伝吉牧野農業共同組合 (以上、洋野町)、宇別牧野、高森牧野 (以上、一戸町)</p>				

(3) 農林水産物等					
ウ 堆肥			担当部署	農林水産部 農業普及技術課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体（測定実施機関）
平成 25 年度	牛ふん堆肥	通年	牧草の放射性セシウム濃度が 300Bq/kg を超える市町村等	NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータによる測定	農林水産消費安全技術センター等
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省の通知に基づき測定調査を実施 <p>【前年度までの比較等（測定開始：23 年度、変更：－）】</p> <p>平成 23 年度から同様</p>				

(3) 農林水産物等					
工 農用地土壌			担当部署	農林水産部 農業普及技術課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体（測定実施機関）
平成 25 年度	農用地土壌	通年（作付されている作物ごとに設定）	県内全域	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県（岩手県農業研究センター）
結果の公表		調査結果を解析した後、「放射性物質影響防止のための農作物管理マニュアル」を通じて公表			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質の土壌から作物への移行を抑制するなど、農作物の適切な生産管理に資するための測定調査を実施 <p>【前年度までの比較等（測定開始：23 年度、変更：24 年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度は、国と連携し、県内 160 カ所の農地土壌調査を行った結果、調査地点全てで水稻の作付制限の判断基準である 5,000Bq/kg を大きく下回っていることを確認。（国と連携して行う農地土壌調査は平成 23 年度で終了。） ○ 平成 24 年度は、農作物の適切な生産管理に資する調査、研究を目的とした測定を実施。 				

(3) 農林水産物等					
カ 学校給食等食材			担当部署	教育委員会事務局 スポーツ健康課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	給食等食材	原則毎日 (測定対象食材 のある場合)	盛岡視覚支援学校、盛岡聴覚支援 学校、盛岡となん支援学校、盛岡 峰南高等支援学校、花巻清風支援 学校、前沢明峰支援学校、気仙光 陵支援学校、久慈拓陽支援学校、 杜陵高等学校、盛岡工業高等学 校、釜石高等学校	NaI (TI) シンチレ ーション外ロータによ る測定	県
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <p>① 測定対象食材</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産直や個人農家などから直接仕入れる地場産物（野菜類）等で使用量の多いものを中心とする。 <p>② 測定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食提供日以前（1 週間～4 週間前） <p>③ 基準値を超えた場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校が、給食で使用する予定の食材について放射性物質濃度の測定を行い、再検査（国が定める食品中の放射性物質の基準値の 1/2 以上の値^{*1} が出た場合実施）においても、国が定める食品中の放射性物質の基準値を超える結果となった場合は、給食食材として使用しないものとする。 				
	<p>【前年度までの比較等（測定開始：24 年度、変更：－）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 完全給食実施校で、各学校の調理施設で給食調理を実施している県立学校 11 校（測定場所記載の 11 校）に測定機器を平成 23 年度末に設置し、平成 24 年 6 月から測定を開始。 ○ 市町村の検査体制整備への支援 平成 23 年度に市町村が学校給食等食材の放射性物質濃度測定検査機器を購入する際の費用への補助制度を創設。 20 市町村^{*2} が補助金を活用し、測定機器を平成 24 年 8 月までに整備、順次測定を開始している。（1 台あたり 2,750 千円を上限としてその 1/2 の額を補助） <p>※ 1 基準値の 1/2 以上の値が出た場合に再検査をする理由：厚生労働省が示している「食品中の放射性セシウムスクリーニング」の方法において、ゲルマニウム半導体検出器より検査結果を確定させる必要のあるスクリーニングレベルは、基準値となる値の 1/2 とされているため。</p> <p>※ 2 特別支援学校 8 校（盛岡視覚支援学校、盛岡聴覚支援学校、盛岡となん支援学校、盛岡峰南高等支援学校、花巻清風支援学校、前沢明峰支援学校、気仙光陵支援学校、久慈拓陽支援学校）及び、夜間定時制学校 3 校（杜陵高等学校、盛岡工業高等学校、釜石高等学校）</p> <p>※ 3 以下の 20 市町村において補助金を活用 盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、花巻市、北上市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、陸前高田市、宮古市、田野畑村、久慈市、洋野町、一戸町、軽米町、九戸村</p>				

(3) 農林水産物等					
キ その他 (野生鳥獣肉)			担当部署	環境生活部 自然保護課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	野生鳥獣肉 (シカ,クマ,鳥 類)	通年 (検体確保時)	県内全域	NaI(Tl)シンチレーション スペクトロメータ又はゲ ルマニウム半導体検出 器による測定	県 (岩手県環境保健セ ンター) (県内の検査機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部)に基づき、継続実施。 ○ 県全域を対象とし、概ねクマ 10 検体、シカ 63 検体及びキジ・ヤマドリ等の鳥類 26 検体について実施予定。 <p>【前年度までの比較等 (測定開始：23 年度、変更：24 年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査対象地域について、平成 23 年度は県南地域としていたが、平成 24 年度は県全域に設定。また、検査対象とする野生鳥獣のうち、食用の可能性が高く捕獲数の多い鳥類の検査を強化。 				

(4) 産業活動					
ア 工業製品・加工食品等 (木製品、金属製品、工具、部品等)			担当部署	商工労働観光部 科学・ものづくり振興課 産業経済交流課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	工業製品 (表面汚染)	事業者の依頼に 応じて随時実施	依頼企業の事業所等 岩手県工業技術センター	NaI (TI)シンチレーション 式サーベイメータによ る測定	事業者 (工業技術 センター)
	工業製品 (内部汚染)	事業者の依頼に 応じて随時実施	岩手県工業技術センター	ゲルマニウム半導体検 出器による測定	事業者 (工業技術 センター)
結果の公表		依頼企業に対し結果通知 (一般への公表等については、依頼企業の判断により対応)。			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <p>① 事業者の依頼に応じ、工業製品の表面汚染または内部汚染を測定 (原則、有料。) 測定単位 : cpm、$\mu\text{Sv/h}$、Bq/kg</p> <p>② 表面汚染の測定で足りるものについては、NaI (TI)シンチレーション式サーベイメータで測定を実施。 例 : 電子機器、機械、金属・樹脂・木工製品など</p> <p>③ 検体内部の測定が必要なものについては、ゲルマニウム半導体検出器で測定を実施。 例 : 加工食品など</p> <p>【前年度までの比較等 (測定開始 : 23 年度、変更 : 24 年度)】</p> <p>平成 23 年秋頃から、食品や木材等、内部汚染の測定への要望・問合せが増加したことから、平成 24 年 3 月中旬にゲルマニウム半導体検出器を導入し、平成 24 年度は内部汚染の測定を対象に追加。</p> <p>① 平成 23 年度は、事業者の要請に応じて表面汚染の測定を実施。 ○ 測定件数 : 82 回 ○ 測定点数 : 356 点 (平成 24 年 3 月 31 日現在)</p> <p>② 平成 24 年度は、工業技術センターにゲルマニウム半導体検出器を導入し、内部汚染の測定を対象に追加。 ○ 測定件数 : 37 回 ○ 測定点数 : 96 点 (平成 25 年 1 月 31 日現在)</p>				

(4) 産業活動					
イ 下水汚泥			担当部署	県土整備部 下水環境課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年 度	脱水汚泥 (放射性物質濃度)	4週ごとに1回	流域下水道 都南浄化センター(盛岡市) 北上浄化センター(北上市) 水沢浄化センター(奥州市) 一関浄化センター(一関市)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (民間検査機関)
	脱水汚泥 (同上)	不定期	公共下水道・農業集落排水施設 関係市町村の浄化センター	ゲルマニウム半導体検出器等による測定	市町村 (民間検査機関)
	焼却灰 (同上)	2週ごとに1回	都南浄化センター(盛岡市) 北上浄化センター(北上市)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (民間検査機関)
	施設敷地境界等での空間線量率	週1回	都南浄化センター(盛岡市) 北上浄化センター(北上市)	NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータによる測定 CsI(Tl)シンチレーション式サーベイメータによる測定	県 (維持管理業者) 県 (維持管理業者)
結果の公表		県：県公式ホームページ 市町村：関係市町村公式ホームページ等			
備 考	【平成 25 年度の対応】 ① 脱水汚泥 ○ 県が所管する流域下水道 平成 23 年 6 月から、国通知により、脱水汚泥が発生する全ての浄化センター(※1)で継続実施。 ○ 市町村が所管する公共下水道・農業集落排水処理施設 県通知を受け、関係市町村が脱水汚泥の発生状況等を勘案し、対応が必要な浄化センターで適切な頻度で継続実施。 ② 焼却灰・施設敷地境界等での空間線量率 平成 23 年 6 月から、国通知により、焼却炉のある浄化センター(※2)で継続実施。 ※1 都南浄化センター、北上浄化センター、水沢浄化センター、一関浄化センター ※2 都南浄化センター、北上浄化センター				
	【前年度までの比較等(測定開始：23年度、変更：24年度)】 ① 脱水汚泥(平成 23 年度から同様) ○ 県が所管する流域下水道 肥料原料として再利用していることから、測定頻度は平成 23 年度と同じく測定を実施。 ○ 市町村が所管する公共下水道・農業集落排水処理施設 脱水汚泥の発生状況や放射性物質濃度等を勘案し、市町村の判断で実施。 ② 焼却灰(平成 24 年度から変更) 放射性物質濃度が低くなっていることから、測定頻度を週 1 回から 2 週ごとに 1 回に変更。 ③ 施設敷地境界等での空間線量率(平成 24 年度から変更) 焼却灰の保管が無くなったことから、都南浄化センターの測定頻度を、毎日から週 1 回に変更。				

(4) 産業活動					
ウ 廃棄物 (廃棄物処理施設※ ¹)			担当部署	環境生活部 資源循環推進課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	施設の敷地境界 (空間線量率)	週 1 回	一般廃棄物焼却施設 産業廃棄物焼却施設 汚泥の脱水施設 一般廃棄物最終処分場(管理型)※ ² 産業廃棄物最終処分場(管理型)※ ²	NaI (TI) シンチレーション 式サーベイメータ等 γ 線の測定が可能なものによる測定	施設設置者 (施設設置者による)
	排ガス (同上)	月 1 回	一般廃棄物焼却施設 産業廃棄物焼却施設	ゲルマニウム半導体検 出器による測定 (検出限界 2Bq/m ³)	施設設置者 (施設設置者による)
	ばいじん(放射 性物質濃 度)	月 1 回	一般廃棄物焼却施設 産業廃棄物焼却施設	ゲルマニウム半導体検 出器、NaI (TI) シ ンチレーションス ペクトロメータ -又は LaBr ₃ (Ce) シ ンチレーションス ペクトロメータによる測定 (検出限界 10~30Bq/kg)	施設設置者 (施設設置者による)
	排水 (同上)	月 1 回	一般廃棄物焼却施設 産業廃棄物焼却施設 汚泥の脱水施設 一般廃棄物最終処分場(管理型) 産業廃棄物最終処分場(管理型)	ゲルマニウム半導体検 出器による測定 (検出限界 10~20Bq/l)	施設設置者 (施設設置者による)
	地下水 (同上)	月 1 回	一般廃棄物最終処分場(管理型) 産業廃棄物最終処分場(管理型)	ゲルマニウム半導体検 出器による測定 (検出限界 1~2Bq/l)	施設設置者 (施設設置者による)
結果の公表		施設設置者が判断			

(4) 産業活動					
ウ 廃棄物 (災害廃棄物)			担当部署	環境生活部 廃棄物特別対策室	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年 度	災害廃棄物 (放射性物質 濃度)	平成 25 年度の 処理進捗により 判断	沿岸 12 市町村の災害廃棄物仮置 場	ゲルマニウム半導体検 出器	県 (委託業者)
	広域処理する 災害廃棄物 (放射性物質 濃度)	要望があった都度	広域処理先の要望に応じて対応	ゲルマニウム半導体検 出器	県 (委託業者又は環 境保健研究センター)
	破砕選別した 災害廃棄物 (空間線量率)	毎日及び搬出前	破砕選別施設で処理した災害廃棄 物保管場所 (久慈、宮古、山田、 大槌)	シンプレクソン式サーベ イター等 γ 線の測定が 可能なもの (地上 1m)	破砕選別業者及び 施工管理業者
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <p>① 災害廃棄物 ゲルマニウム半導体検出器により、随時放射性物質濃度を測定する。</p> <p>② 破砕選別施設 毎日、災害廃棄物保管場所の空間線量率を測定し記録する。</p> <p>【前年度までの比較等 (測定開始 : 23 年度、変更 : 24 年度、25 年度)】</p> <p>東日本大震災に伴う災害廃棄物については、広域での処理が要される一方、放射性物質による汚染への危惧等から、処理に遅れが生じていたため、平成 23 年度は、環境省から示された「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」に基づき、9 市町村(※1)で災害廃棄物の放射性物質濃度を測定した。</p> <p>① 平成 24 年度は、12 市町村で災害廃棄物の放射性物質濃度測定を実施した。</p> <p>② 平成 25 年度は、残存している可燃系混合物及び不燃系混合物の放射性物質濃度測定を実施する。</p> <p>③ 引続き、県が破砕選別を行う久慈地区、宮古地区、山田地区及び大槌地区の空間線量測定を毎日行う。</p> <p>※1 平成 23 年度測定 9 市町村 久慈市、宮古市、陸前高田市、洋野町、山田町、大槌町、野田村、普代村、田野畑村</p> <p>※2 平成 24 年度測定追加 3 市町村 釜石市、大船渡市、岩泉町</p>				

(4) 産業活動					
工 企業局工業用水道			担当部署	企業局 業務課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年度	工業用水 (放射物質濃度)	脱水汚泥の測定結果が高い場合 又は同一地域の水道水から高濃度の放射性物質が検出された場合 (ただし、年 1 回は測定)	第一北上中部工業用水道 第二北上中部工業用水道 (北上市)	ゲルマニウム半導体検出器 又は NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータによる測定	県 (民間調査機関)
	脱水汚泥 (同上)	脱水汚泥の処理のために必要な場合、脱水汚泥の保管場所を変更する場合、又は敷地境界等の空間線量率測定で高い測定値となった場合	第一北上中部工業用水道 第二北上中部工業用水道 (北上市)	ゲルマニウム半導体検出器 又はNaI (TI) シンチレーションスペクトロメータによる測定	県 (民間調査機関)
	敷地境界等の空間線量率	月 1 回	第一北上中部工業用水道 第二北上中部工業用水道 (北上市)	NaI (TI) シンチレーション式サーベイメータによる測定	県 (当該施設職員)
結果の公表		県公式ホームページ上に掲載			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <p>① 工業用水 安全確認のために年 1 回測定を実施する。 当該施設における脱水汚泥の測定結果が高い場合 (これまでの測定結果を超える値)、又は、同一地域の水道水から高濃度 (現行の工業用水基準 (経済産業省通知) を超える値) の放射性物質が検出された場合、測定を実施する。</p> <p>② 脱水汚泥 脱水汚泥の処理 (再生利用または最終処分) のために必要な場合に測定を実施する。 (処分事業者の指示による測定) 安全確認のために脱水汚泥の保管場所を変更する場合に測定を実施する。 当該脱水設備における敷地境界等の空間線量率測定が高い値となった場合 (0.19 μSv/h 以上) に測定を実施する。</p> <p>③ 敷地境界等の空間線量率 安全確認のために月 1 回測定を実施する。(地上 1 m)</p> <p>【前年度比較等 (測定開始 : 23 年度、変更 : 24 年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度は、経済産業省の通知を受け、平成 23 年 3 月から工業用水の測定、平成 23 年 6 月から脱水汚泥の測定を実施。 ○ 平成 24 年 1 月に特措法の施行を受け、敷地境界の空間線量率の測定を 1 週間に 1 回実施していたが、東北地方環境事務所長の通知により測定義務がなくなった (環境省告示第 164 号 (H24.11.30 公布)) ため、施設で働く職員や業者のために月 1 回測定し安全を確認する。 ○ 平成 25 年度も継続して測定を実施する。 				

(4) 産業活動					
オ 浄水発生土 (水道事業者)			担当部署	環境生活部 県民くらしの安全課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
平成 25 年 度	浄水発生土 (放射性物質 濃度)	随時 (浄水発生 土の最終処分又 は再生利用のた めに必要なと き)	市町村及び企業団の浄水場	ゲルマニウム半導体検 出器による測定	水道事業者等 (水道事業者等の測 定委託機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【平成 25 年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浄水場からの浄水発生土について、その処理 (再生利用、最終処分) を適切に行うため、水道事業者等 (市町村及び水道企業団) が測定を実施する。 ○ 測定結果について、県民の不安解消を図るため、定期的に県でとりまとめ公表。 <p>【前年度までの比較等 (測定開始 : 23 年度、変更 : -)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同様の取組みを継続して実施する。 ○ これまでの測定結果は、国が示す埋立処分や保管の基準となっている 8,000Bq/kg を下回っている。 ○ 平成 23 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 15 の浄水場において 11 事業者^{*1} が測定を実施。 最高値 : 一関市脇田郷浄水場 8 月 8 日測定 1780Bq/L <p>※1 水道事業者 (浄水場)</p> <p>盛岡市 (米内浄水場、中屋敷浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場)、花巻市 (高円万寺浄水場)、北上市 (北上川浄水場)、遠野市 (高室浄水場)、一関市 (脇田郷浄水場)、二戸市 (堀野浄水場)、奥州市 (見分森浄水場)、滝沢村 (柳沢低区浄水場、滝沢浄水場)、軽米町 (軽米浄水場)、岩手中部広域水道企業団 (岩手中部浄水場 (北上市))、奥州金ヶ崎行政事務組合 (たんこう浄水場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月から 11 月にかけて、13 の浄水場において 8 事業者^{*2} が測定を実施。 最高値 : 一関市脇田郷浄水場 4 月 17 日測定 640Bq/L <p>※2 水道事業者 (浄水場)</p> <p>盛岡市 (米内浄水場、中屋敷浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場)、花巻市 (高円万寺浄水場、竹中浄水場)、北上市 (北上川浄水場)、遠野市 (高室浄水場)、一関市 (脇田郷浄水場)、奥州市 (見分森浄水場)、滝沢村 (柳沢低区浄水場、滝沢浄水場)、岩手中部広域水道企業団 (岩手中部浄水場 (北上市))</p>				